

資源の有効な利用の促進に関する法律第十二条の規定に基づく、『副産物の発生抑制等に関する計画書』

| | | |
|------------------------|---|---|
| 業種の種類 (日本標準産業分類の区分) | 有機化学工業製品 製造業 | プラスチック製造業(1635) 合成ゴム製造業(1636) その他の有機化学工業製品製造業(1639) |
| 当計画書の対象範囲 | JSR株式会社(四日市工場、千葉工場、鹿島工場) テクノポリマー株式会社(四日市事業所) | |

I 副産物の発生抑制等に関する実績値及び目標

| 事業年度 | 5年前 (参考) | 4年前 | 3年前 | 2年前 | 1年前 | 5年後 |
|-------------------------------|-------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | H24年度 | H25年度 | H26年度 | H27年度 | H28年度 | H33年度 |
| 製品の生産量に対する副産物の発生量の比率 | 3.0% | 2.7% | 3.9% | 4.0% | 3.8% | 3.8% |
| 副産物の発生量に対する副産物の再生資源としての利用量の比率 | 9.5% | 13.1% | 10.5% | 9.6% | 10.1% | 12.1% |
| 副産物の発生量に対する副産物の減量化量の比率 | 90.5% | 86.9% | 89.5% | 90.4% | 89.9% | 87.9% |
| 副産物の発生量に対する副産物の最終処分量の比率 | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 0.0% |

II 計画内容

(1) 設備の整備

| |
|---|
| <ol style="list-style-type: none"> 1. 自社焼却施設の有効利用による汚泥等の全量処理継続 (四日市工場) <ul style="list-style-type: none"> ・工場内で発生する汚泥等は、自社焼却炉で全量焼却処理を継続する。 ・上記で発生した焼却灰全量の再資源化(セメント原料及び建材原料)を継続する。 ・自社焼却施設を定期的(1回/年)に整備し、安定運転を継続する。 2. 汚泥等脱水施設の運転安定化による発生抑制 (全工場) <ul style="list-style-type: none"> ・汚泥脱水施設(ベルトプレス、スクリュープレス等)を定期的(1回/年)に整備し、安定運転を継続する。 3. 汚泥乾燥施設(新設:平成24年5月)による汚泥等の減量化 (四日市工場) <ul style="list-style-type: none"> ・汚泥脱水施設に汚泥乾燥施設を新設(平成24年5月)した。この対応により、汚泥の水分を約80%⇒約20%まで下げ、減量化を継続。 |
|---|

(2) 技術の向上

| |
|--|
| <ol style="list-style-type: none"> 1. 排水水質向上に向けたプロジェクト活動を継続し、更なる水質改善、汚泥等の発生抑制を図る。(全工場) <ul style="list-style-type: none"> ・製造工程の安定化、品種切替えの削減等に注力し、排水水質の向上を図ることにより、排水処理設備における汚泥の発生抑制に努める。 ・高分子凝集剤の最適添加量や薬液種変更等による凝集能力向上の検討を進め、汚泥等の発生抑制を図る。 2. 汚泥乾燥施設の安定運転を継続し、汚泥減量化及び燃料化を進める。(四日市工場) 3. 既設の脱水機(ベルトプレス)更新の際に、脱水能力の高い機器選定を検討する。(鹿島工場) |
|--|

(3) その他

| |
|---|
| <ol style="list-style-type: none"> 1. 汚泥等の減量化やリサイクルに関する技術・情報を幅広く収集し、更なる削減対策の検討を進める。(全工場) 2. 汚泥、焼却灰等の再処理先に対しては、組成分析結果(重金属、ダイオキシン等)、その他必要な情報提供を行ない、適正処理及び安定的なりサイクル処理を継続する。(全工場) |
|---|